

調査審議案件提出シート

令和元年 11 月 22 日

安全・環境・防災部会長 様

提出者 市民局総務部住民情報担当課長 南

1. 課題名
住民票やマイナンバーカード等への旧氏併記について【報告】
2. 課題概要
女性活躍推進の観点から住民基本台帳施行令が改正され、令和元年 11 月 5 日より住民票やマイナンバーカード等への旧氏の記載が可能となった。これに伴う大阪市印鑑条例の改正内容を含め、運用開始した本制度について報告を行う。
3. 現状とこれまでの経緯
住民票等への旧氏の記載ができるよう住民基本台帳施行令が改正され、また旧氏を示す印の印鑑登録ができる旨、国の事務処理要領並びに大阪市印鑑条例が改正された。このことは、職場等で結婚後も旧氏を使用する女性の増加を背景として、契約や就職等様々な場面で旧氏を活用しやすくすることを目的としている。
4. 目標とする姿
特記すべき事項なし。
5. 問題点
特記すべき事項なし。
6. 部会で決めるべき内容及び期限
特記すべき事項なし。
7. その他
特記すべき事項なし。

住民票・マイナンバーカード等への旧氏併記について

1 背景

女性活躍の視点に立った制度の整備として、社会において様々な活動で旧姓が使いやすくなるよう本人からの希望により、住民票やマイナンバーカードに旧姓の併記を可能とするもの

「旧氏」の定義・・・その者が過去に称した氏で戸籍に記載があるもの

2 住民票・マイナンバーカードへの旧氏併記

- ・ 住民基本台帳法施行令の一部改正 令和元年11月5日施行
- ・ 住民票への旧氏の記載手続
旧氏を証する戸籍謄本を添付し、本人からの住民票への記載請求により、住民票へ旧氏を記載
- ・ マイナンバーカードへの旧氏の記載
住民票への旧氏記載に連動して、マイナンバーカードへ旧氏を記載する。

【参考】 住民票の写し様式（個人票） マイナンバーカードの記載 総務省資料

3 印鑑登録証明書への旧氏併記

- ・ 大阪市印鑑条例の一部改正 令和元年11月5日施行
- ・ 旧氏を表す印影の登録
住民票へ旧氏を記載することにより、旧氏を表す印影の登録を可能とする。
- ・ 印鑑登録証明書への旧氏の記載
住民票へ旧氏を記載することにより、印鑑登録証明書へ旧氏を記載する。

【参考】 印鑑登録証明書様式

住 民 票

氏名	大阪 太郎	旧氏	姓 山田	生年月日	昭和40年10月1日	性別	男
世帯主	大阪 太郎			続 柄	子 世帯主		
住 所	天満橋1丁目1番2-101号 天満橋アパート		平成20年10月5日 異動	西 京 区	平成20年10月5日		
	西天満1丁目1番2-201号 西天満マンション		平成20年10月5日 届出 転入 平成24年4月5日 異動 平成24年4月5日 届出 転居	大 阪 市 へ の 05の 区	平成20年10月5日		
本 籍	大阪府大東市扇町1番2-3号			大阪 一部	大阪 一部		
前住所	平成20年10月5日	大阪府大東市扇町1番2-3号から転入					
転 出							
備 考	平成25年7月1日 世帯主変更平25. 7. 1届出 平成29年12月1日 旧氏登録平29. 12. 1届出 平成30年1月4日 旧氏変更平30. 1. 4届出						

(010) 123456789012 20180830-1234-TACW011-0001

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成30年3月30日

大阪府北区長 北 太郎 公共市
市公印



(総務省資料より抜粋)

印鑑登録証明書

印 影	住 所	大阪市北区堂島1丁目123番123-123号 大阪マンション
大阪	氏 名	印鑑 太郎
	旧 氏	大阪
	生年月日	昭和60年6月14日

(010) K278A980307

20100310-5LX-TAC#011-0001

この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。

平成30年3月30日

大阪市北区長 北 太郎

北区長
公印